

埼玉県立小児医療センター ゲノム医療外来のご案内

当センターでは、保険診療でのがん遺伝子パネル検査を行っております。予約する際には、以下のことをご確認ください。

□がん遺伝子パネル検査に伴い、以下のことをご確認ください。

- 病理診断で、悪性腫瘍であることが確定していること
- 標準治療がないまたは、局所進行もしくは転移が認められ、「標準治療が終了」か「終了の見込み」であること
- 今後2～3か月以後に、化学療法が可能な全身状態、臓器機能が保たれていると予測されていること
- 検査に必要ながん組織検体が、入手可能であること(病理検体に関しては別紙参照)

□以下の書類のご準備をお願いいたします。

*がん遺伝子パネル検査に検体を提出する前に、病理診断と適切な検体であるかどうかを当センター病理診断科にて確認させていただいてから、検査に必要なスライドの枚数をお知らせいたします。以下の書類・病理標本は、2週間前までにはご送付いただけますよう、よろしくお願いいたします。

- 診療情報提供書
- 画像や血液データ
- 病理診断報告書(写)
- 病理標本貸し出し依頼書兼送付票(病理標本とともに当センターへご送付いただきますようお願いいたします。)

□検査に伴い、ご理解いただきたいこと。

- がんゲノム医療外来は、がん遺伝子パネル検査に関する外来です。小児がんのセカンドオピニオン外来ではありません。
- 患者さん・ご家族には、検査の際と結果説明(検査から約1か月後)のときに当センターのがんゲノム医療外来を受診していただきます。
- がん遺伝子パネル検査にて新たな治療等が見つからなかった場合は、治療は貴院での継続となります。
- がんゲノム医療(保険診療)実施には、がんゲノム情報管理センター(C-CAT)への継続的な症例情報、臨床情報の登録が義務付けられています。検査後も定期的なC-CATへの登録にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。